

京師帝國大學經濟學會

經濟論叢

第四十卷 第五號

大正十一年一月五日發行

論叢

マルクスの比例的關係の鐵則 法學博士 河上 肇

租稅立法に於ける階級打算的態度 法學博士 神戸 正雄

社會哲學に於ける主意的二元論的思想 法學士 恒藤 恭

我が國民所得の地方別研究 法學士 汐見 三郎

時論

間接稅の整理を論ず 法學博士 小川郷太郎

說苑

功利主義と生産政策 經濟學士 堀 經夫

地學觀社會學說に就きて 法學博士 財部 靜治

雜錄

僧侶と勞働問題 法學博士 財部 靜治

舊岡山藩の井田法 經濟學士 黒 正 巖

租税立法に於ける階級打算的態度

神戸正雄

緒言(一)本研究の目的(二)説述の順序

第一段 事實としての租税立法上の階級打算的態度

第二段 租税立法上の階級打算の態度の弊害(一)根本的の弊害(二)實際上の弊害(A)政治に對する不満(其原因)(其結果)(B)租税者痛の刺激(C)租税遁脱の増加(其原因)(其結果)

第三段 租税立法上の階級打算の態度の弊害防止策(一)根本的に(二)各箇の立場より(A)納税者の立場に於て租税光榮觀を進むること(其重要)(B)立法者の立場に於て租税正義を持すること(其重要)(其心理)

結論(全文の要旨)

緒言

元來、租税は道義上より見れば、統治團體員たる人民が義務として其團體の全體の維持發達の爲めに、進んで給付すべきものであり、其の各員に於て之を苦痛とか厄介とか見るべきではなく、むしろ一の名譽とも光榮とも考ふべきものである(註一)。其と同時に租税を制定するに於て偏重の力を有つ所の優勢階級の者が、之が制定につきては全體の爲めに公平なる負擔を課するの精神より行動すべく、自己階級の爲めにせんことを計るべきものでない。公正の見地からして自分達

の當然負ふべきよりも以上を負ふには及ばないか、其當然負ふべきものを軽くして他階級の負擔を過重ならしむることを計つてはならない(註二)。且又、其の租税によりて得られたる收入の使用についても、正義の命する所に隨ひ、全體の爲め有益必要なる限度を超えて使用せず、各階級に不公平なる配當を爲さざることを旨としなくてはならぬ(註三)。然るに租税に直接又は間接關係ある以上の如き名譽及正義觀は、實際には一の理想に止まるが如く、之が普及並に實現は決して容易でない。實際に於ては寧ろ租税を單純に經濟的に見て一の苦痛と爲し厄介と爲し(註四)。人々は成るべく其の輕きことを望み、出來るだけ之を逃れやうと計る(註五)。其結果としては稅法制定の實權を有する者も、之を自階級の利益の爲めに用ゐ、他階級の負擔を不當に重くしやうとする傾向がある。斯かる利己的傾向又は態度は其根底甚だ固く、容易に之を抑制するを得ず、前記理想の如き何時實現さるるや洵に心細き感なき能はずであるが、併し常に租税につき心を留むる私共に於ては、少しにても此態度を抑制して夫の理想に近づけたく思ふにより、敢て茲に此事を指摘して、有權者の反省を促し、及一般人の注意をも惹かんとするものである。そして私が最近特に之につき反省を促すの必要を痛切に感じたのは、我邦に於ける有産階級が極めて輕易なる財產稅の設定に強烈なる反對を爲しつつあることと、營業者團體たる商業會議所聯合會が虫の良き營業稅全廢を高唱しつつあることとである。公平冷靜なる識者は此等の現象を看過してはならない。

(註一) ホツクは、租税が本来、専ら國家より給付されたる勤務に對する賠償の性質を擔はない。むしろ此が自由人より自由に協賛せられ、且つ充たすべき義務の自覺に於て支拂はれて、報酬の範圍を超へ、納税義務者の屬する大なる全體の維持の爲めに獻げられたる貢獻となる。——此意味に於ける租税の支拂は或國民的誇と國家的名譽とが結付くといふ。²⁾

(註二) フォツクは、道義及隨て正義が、利己心の命するものゝ反對を要求する。此が強者が重き負擔を引受け、且つ弱者がより輕きものを引受くることを要求するといふ。³⁾

(註三) 此事は通例、經費について要求されて居るか、間接に租税に關係するので、ホツクは之を租税公正の一部として要求して居る。曰く、租税は其最嚴格なる表示に歸せられ且つ相當なる方便を以て向けられて、國家の目的が辯護するよりも多くが要求されざることを意味にて公正ならざるべからずと。⁴⁾

(註四) フイスチングは、國家の最高の道義的理解より導かれたる國家負擔に關與することの名譽の考は國民の廣き範圍に於ては決して了解を見出さなかつたといひ、アイゼンハルトも、各人は彼に要求されたる租税を、彼の生活又は生産費の好ましからざる増加を爲すといひ、シンミンも、國家の財政の爲め必要なる資金を供する方法は、貢獻すべく餘儀なくされた人々によりて通例好意を以ては見られなかつたといふ。⁵⁾

(註五) ミルは、日常の事件につき正直な人もが、租税については、少くとも最小の疑又は議論の起り得る凡べての點を自己に有利に決する度に於て、其良心を麻痺することに誘はるゝといふて居る。⁶⁾

其れで私は先づ事實としての租税立法に於ける階級計算的態度を述べ、次ぎに其弊害を説き、終りに之が救濟策を擧げやうと思ふ。

第一段 事實としての租税立法上の

階級計算的態度

2) Hock, Die öffentlichen Abgaben und Schulden. S. 25.
3) Vocke, Fw. S. 162.
4) Hock, a. a. O. S. 3.
5) Fuisting, Grundzüge der Steuerlehre. S. 6-7. Eisenhart, Kunst der Besteuerung. S. 37. Shimmin, Taxation and social reconstruction. p. 4.
6) Mill, p. of P. E. Bk. V. Ch. III. § 5.

過去の租稅歴史に就いて大觀すると、先づ以て租稅が人民に於て進んで出さるる場合が少く、むしろ利己心の自然の發動、租稅道義の誤認よりして(註六)、租稅を好ましからざるものとし、之を苦痛又は厄介視するの見解が一般に行はれて居る。其結果として、時の有勢階級が租稅立法につき其力を濫用して階級利益の擁護を爲し、此苦痛又は厄介を出来るだけ逃れんとし、自階級の負擔を軽くして他階級のを過當に重くしたことが屢々ある(註七)。例之、土地的貴族が勢力を占めた時代には、土地が負擔を免れて家屋商工業等が之を擔ふこととなり(註八)、資本家的勢力が政治上優勢となつた處には消費稅が大に發達して貧民を苦しむることとなり(註九)、無又は小産者優勢となるに於て、むしろ其消費稅が輕易とせられ、主として直接稅を以て、大資本大財産者を重く課するの傾がある(註一〇)。更らに得たる收入についても亦た、時の優勢階級の爲めに過當に多く使はるる傾がある。即ち或時は資本家階級の爲めに一層多く使はれ(註一一)、他の時に無産者の爲めに過大に使はるる(註一二)。勿論此等の事が實際常に起るとはいへない。社會の事物が凡べて此の如しと結論することは出来ない。併し此が起り得ることであり、又現に屢々公平にいふて此種の場合であつたといひ得ることがあり、隨ふて將來に於ても起り得るものとして用心しなくてはならぬ。今日の處我邦では有産者優勢であるから、前にも一言した如く財産稅が阻止せられたり、相續稅が輕かつたりして居るが、其もあまり感心しないが、併し他日普選でも斷行せられて

7) Gruntzel, Grundriss der Fw. S. 24.

8) Gruntzel, ebenda.

無産者優勢となつた場合には反對の極端な租税立法を爲すことならざるか憂慮に堪えない。

(註六)フイステングは、殆んど凡べての人が其自身を全く課せず又は少く課するが如き税を、其の考へ、又は現存のものよりも其の考ふることは、一部は人の利己心の避くべからざる結果で、又一部は國民義務の不完全なる認識の避くべからざる結果であるといふ。⁹⁾

(註七)グルンツェルは、特に獨逸にて發達した所の歴史派は先づ過去に於ける事實上の發達に關する研究を出發點として横暴説(アウスポイツングステオリー)に到達した。其に依ると、何れの時にも利己心の指導により、各箇の人又は階級が政治上の權力を掌中に收めて、其により彼等が租税を自らの爲めに最大の可能なる利益を齎らし、最小の可能なる不利を齎らすが如くに制定することとなつたといひ、ロツツは、吾人は租税の實際及理論が公正の考より出發しないで、單純に支配階級を免税して従屬者に負擔を課する爲めに權力を利用する純なる努力を示す場合を見なくてはならぬ。此が夫の非自由が行はれ、自由民が非自由民に他の負擔と均しく租税の負擔をも歸する處にのみ行はれない。又征服國民にのみ行はれない。併乍ら凡べての人民の國民的自由を有する或共同團體にても階級鬭争の結果として行はるゝ。——公正が實際政策に於て租税につき考察に來る唯一の觀察點ではなくて、——他階級の負擔に於て自ら負擔を免れんとする政治的有勢階級の特別利益が公正に反し、又は公正の傍に、往々にして重要な影響を有つたといひ、マイセルも、租税に於て黨派、階級の政治が附着し、反社會的罪惡が政黨政治を支配すといふ。¹⁰⁾

(註八)スタインは、階級時代の歴史は、人的給付が軍事及司法に於ける各土地所有者の勤務に存し、此二のものを行はざる者のみが、貨幣に於ける租税を拂ふことに強制せらるゝことの區別を示す。此時代には免税と地主とが一致すといふ。¹¹⁾

(註九)最近時にゴールドシュナイトが、封建時代及專制君主時代には、國家が國民經濟の吸血者であつたが、——所謂自由競争の今日の時代では、最早國家が私法的に分節したる經濟の吸血者ではなくて、むしろ反對に、私經濟が漸次、國家の吸血者となつたといふたが、彼のいふ封建時代專制君主時代の國家を貴族君主のこゝと見、自由競争時代の私經濟を資本家又は無

9) Fuisting, a. a. O. S. 26.

10) Gruntzel, a. a. O. S. 24. Lotz, Fw. S. 24f. 245. Meisel, Wo steht die deutsche Finanzwissenschaft? (Zeitschrift f. g. Stw. 74. Jg. 3 Hft. S. 396.397.)

11) Stein, Lehrbuch der Fw. 5. Aufl. II. I. S. 407.

産者のこととすれば、恰かも本文にいふ所のものに當る。福田博士が其近著に於て、今日迄の實際上の事實としては、國家は主として財産の擁護者、即ち物格の支持者、物格の所有者が、其物格を通じて人格を支配する非人格的勢力の擁護者であつたといはるゝのは、資本家時代には當るが、其他の時代には當らない。¹²⁾

コーンは間接税が數百年來、下層社會偏重課の方使といふ名を得たといふが、ワルカーは有産階級が間接税を一の異常な制度に發達せしめたといふことは謬見で、穀粒小の眞理の煽動的誇張といふて居る。¹³⁾

(註一〇) コーンは、民主主義時代には、課税の公正が多衆民の希望、多衆民の利益により成形さるゝこととなり、上層階級の肩より下層階級の肩への租税負擔の今日迄の推移は、今は下層階級より上層階級への他の方向への推移により轉回すといふ。又他の處にて彼は、今日の急進的黨派提案を掲げたる社會主義者は、彼より要求されたる租税制度に於て、唯だ勞働的無産者の利益の爲めに努めらるべき過渡的處置の成分のみを見る。間接税の廢止、最小活實の免稅、單一累進所得税(國、地方を通じて)は、凡べて單に吾人の國民經濟の今日の法則の假定の下に、國家及地方財政の假定の下に、社會民主的階級利益の追跡の爲めに定められた處置であるといひ、ロツシアーは、惡化したる民主國及其の通例の後繼者たるケーザル主義政治にては、民衆の利益の爲めに公正原則の違反が採用せらるゝといふ。¹⁴⁾

(註一一) フォックは、人民の種々なる階級間の教育、及富の大なる相違に於て、并に公事件の指導が通例、智識者及、富に條件されたる方の手にあるべく、又あらざるべからざる事情に於て、國家の給付に於ける政府の要求は、國民の大なる塊の欲求よりは別のものとなるべく、隨ふて常に民衆が彼等の了解を超へ又彼等の欲求を越ゆるが如き國家の任務の費用の爲めに貢獻しなくてはならぬであらうといふ。¹⁵⁾

(註一二) シェフラーは、民主政治は、賤民政治及煽動政治家政治に墮落するに、大戰爭時に内亂費の外に、國民買収の爲め國家の財布よりの民衆扶持の爲めの第二の巨費、更に恐らくは社會革命的實行の爲めの大なる浪費を條件する。租税制度の完全なる擾亂、富者、同盟國民及從屬國民の過重負擔に於ける變革が避くべからず現はるゝといふ。¹⁶⁾

- 12) Goldscheid, Finanzwissenschaft und Soziologie. (Weltwirtschaftliches Archiv. 9 Bd. 3 Hft. S. 260-1.) 福田博士、社會政策と階級闘争、149頁
 13) Cohn, System der Fw. S. 253. Walcker, Fw. S. 96.
 14) Cohn, a. a. O. S. 255. 240. Roscher, System der Fw. 5 Aufl. I. S. 239.
 15) Vocke, a. a. O. S. 164.
 16) Schäffle, Steuern. A. T. S. 103.

第二段 租稅立法上の階級打算的態度の弊害

上記の如き階級打算的態度、隨て生ずる租稅及び廣く一般の政策は色々の弊害を齎らす。先づ(一)根本的には——其が道義に反し、國家の本質に適はざることとなる。元來、自然的の利己を抑制し調和することが道義であり、此道義を維持し、人々をして平和にして満足なる共同生活を營ましむることが國家の大なる目的である(註二三)。然るに夫の利己的なる階級打算政策は恰かも正さに此に反するといふこととなる(註一四)。

(註二三)フオッケは、自然的本能の克服が道義であつて、此なしには人間は社會となることを得ぬ。社會は人間を道義的に教育する方便で、其最高の形及發達に於て國家となるといひ、ホックも各の根本的なる思想家は今日、國家が人間世界の最高の力として、單に社會を維持すべきのみならず、人間の道義的理想に於て社會の發達を其保護の下に置くべきものなることにつき一致するを爲す。¹⁷⁾

(註一四)アダムスは、國家が不公平なる租稅を課するときは、此が國家に置かれたる信認を裏切ることとなるといひ、フオッケは道義の考は利己心の支配及克服である。然るに利己心によりては、或者が他の者を救取り、強者が弱者に其負擔を重課することとなるといふ。¹⁸⁾

(二)實際上には先づ此が

(A)政治に對する不満——を生ずる。(い)政治に於ける優勢階級と劣勢階級との存在對立自身が既

17) Vocke, a. a. O. S. 161. Hock, a. a. O. S. 6.

18) Adams, Science of finance. p. 295. Vocke, a. a. O. S. 162.

に劣者階級の自覺の進める處では其不滿の原因であつて、假令其下に、租税が公平に取られ其収入が公平に使用されても尙且つ不滿なる程であるのに、租税其もの並に其収入の便途(註一五)が不公平不當であるならば、愈々以て人民の一部、時として一大部に大なる不滿不平を生じない譯に往かない(註一六)此の如きは纏がて革命をも生ずるか(註一七)然らざるまでも彼等の不滿の結果は、彼等を自暴自棄に陥らしめ、勤勉努力の風失せ、社會の風規を紊すこともなり、文化及産業上の發達を阻止することとなる。資本家優勢の時代には無産者の墮落ともなるが、無産者時代には資本家の擔ふべき重き所得財産及相續税の爲めに、其財産の増殖を躊躇せしむることとなり得る

(註一五)人は其拂ふ所の金が賣買交換の對價であつた時にも、其相手に於て其を如何に使ふかといふことまで考へて其が不當に使はると思ふ場合に、之が支拂其ものについても反感を有つことになる。況んや一方的支拂物例之贈物については、人は一層多く其の使途を考ふる。租税の如き一方的支拂にても同様で、人は之につき直接其ものの公平のみならず、間接に其収入の使途の當否までも考ふることとなる。——否な加之、之につき人の考ふると否きを問はず、本來、租税として取るものについては、國民經濟に於ける金が私人の手にある方が一層有益か、國家の手に渡つて使はるる方が一層有益かを考察すべきであり、其國家にある方が一層有益なるだけにて及其公平に分配されるだけにて經濟的に又道義的に許すべきものである。

(註一六)フェイスチングは、經驗に依れば、不公平に分配されたる租税壓迫ほど不滿足を刺戟するものなしといふて居る。¹⁹⁾

(註一七)グルンツェルは、最露骨に、横奪さるるものが多數なれば革命となるといひ、フェイスチングも、廣き範圍の各の正當なる不滿は擾亂的に働き、租税制度に關する一般且つ繼續的な不滿は全國家制度に對し擾亂的に働くと云ひ、パステールも亦、租税分配の問題に於ける或間違は、故意によると否きを問はず或場合には危險なる點に達し得る所の政治上の困

難を示すこととなる。——公の負擔が社會の異りたる階級及各員の間に公平に分配せられずといふことの根據なき信仰の行はるることゝが大に擾亂的の力であるといふ。²⁰⁾

(B) 租税苦痛の刺戟——斯かる事情の下に、夫の不公平に重き負擔を負はされたりと感ずる人達はその租税について名譽とか光榮とかいふ感を懷き難く、只さへ苦痛と感じ勝ちなる租税を(註一八)切實に苦痛を感じ、而かも公平税の下に感ずべかりしよりも一層重き苦痛と感じ、租税を以て災厄視し收税吏を惡魔の如くにも感ずることとなる。

(註一八) 前出註四參照

(C) 租税逋脱の増加——(一)隨ふては又租税の逋脱を増加する(註一九)。元來、租税は兎角多くの人が之を逃れやうとする傾きのあるのに(註二〇)、不公平税の場合には一層之を増長する。其の下に輕い負擔をする優勢階級にも逋税は行はるるが、過重負擔を爲す劣者階級に於て一層之を増長しなくてはならぬ。特に凡べての税に於て課税の物件及標準が明確だと良いが、今日の事情の下に其の望み難く多少不明確たるを免れざる所の所得稅財產稅にも相當の重要を認めない譯に行かないで税制の施行上、各人の道義心に待つ所の多き所であるのに、斯く不公平税が人の租税逋脱を増長するといふことは洵に困つたことである。或は此を制する爲めに罰則の嚴行といふことも考へらるるが、租税については由來、此が寛大となり來つて居る(註二一)。其を今更ら急激に改むることは難く、急激に改むるに於て却つて租税苦痛を増長して不良の結果の發生を想像することも

20) Gruntzel, a. a. O. S. 24. Fuisting, a. a. O. S. 7-8. Bastable, Public finance. 3ed. p. 296. 297.

出来る。其れで租稅逋脱を除く爲めに此に依るよりは、むしろ根本に遡つて不公平税を矯正するの外ないことになる。()さて又夫の逋脱の増加といふことが道義上、望ましくないことはいふまでもないが、更らに財政收入上にも損害を生ずることとなる。逋税さるるだけ収入缺損を生ずるのみならず、監督費を多く要するの點にても損害となり、收税上の監督の嚴になるだけは民間の經濟上にも負擔を多く掛けることとなり、特に民間經濟としては、逋税せざる正直な者の逋税者との間の營業競争を困難ならしめて之に損害を與へ、其結果としては勢ひ一層逋税を爲さざるを得ざらしめ、然るときは此が他の者にも感染して一の流行の如くにまでなり(註二二)、更らに之を監視すべき輿論もが之が批判を寛大にすることとなつては益々之を増長することとなる(註二三)。

(註一九) ハムが、租稅詐僞の原因は之を不完全なる税法に求むべく、利己心及人間の弱點に求むべからずといふは言ひ過ぎであるが一面の眞理はある。ムルハルトが、頗る不公平に分配されたる税は、公平に分配されたる一層高きものよりも一層之を徴收することが困難であるといふのは、此逋税の反面をいふのである。²¹⁾

(註二〇) 前出註五參照

(註二一) イニリッスマルガーは、人の人に對する評價は全く一般に、密に罰すべきものと考へらるゝのみならず、道義上にも排斥すべきものと考へられて居るのに、人は國家に對する欺僞を古來、多少所謂社會的に可能なものとして居る。——而して國家は租稅につき此理解を顧慮したといふ。²²⁾

(註二二) ホックは、國家經濟の最恐るべき疾病の一は、租稅逋脱である。此が密に國家收入の直接の喪失たるのみならず、逋脱者に其によりて其競争者が擔ふべき費用を節し、其産物を一層安く供することを可能とし、此價格の差額は税が高ければ

21) Meisel, a. a. O. (Z. f. g. Stw. 75 Jg. 1 & 2 Hft. S. 101.) Muhsard, Theorie und Politik der Besteuerung. S. 99-100.

22) Juliusberger, Steuerstrafrecht. S. 5.

高きほど、及此が産物に一層密なる關係にあればあるほど愈々大となる。之によりて此競争者が其販路につき并に其所得に於て損害を受くることとなり、彼が租税能力を失ひ、此が更に財政に反響することとなる。又は其經濟上の存立を救ふが爲めには矢張り遁脱に出るの餘儀なきこととなり斯くて遁脱が流行となり此が國の災害となるといふ。²³⁾

(註三) ホツ々は、此遁脱の擴がる度に於て其不道義及不公正に關する輿論が鈍り又邪路に迷ひ、且つ此と共に税法の忌避に對する最有力なる對抗物の一がなくなることとなる。然るときは人が此税法の懲罰を唯だ輕き意味の罰と爲し、之を犯すも別に惡名を得ざることとなるといふ。²⁴⁾

第三段 租税立法上の階級打算的態度の弊害防止策

(一) 根本的には右階級打算的態度の弊害を除去するには、之に對抗すべき強き見解の普及を計ることが肝要である。夫の態度の根源たる人間の利己が所詮、人間といふ不完全なものに避くべからざる所で、之に對抗するものを幾ら高調しても何の効果もないのかも知れないが、其でも之を抑制するものとして此見解に重きを置かない譯に行かない。道義隨て正義公正は人類の凡へての行爲の爲めの標準であつて其が均しく租税についても當ること(註二四)租税が人々間の分配問題として一の社會倫理的のものなること(註二五)は、租税に利害を有する凡べての人の深く強く銘すべきことであつて、隨ふて又人は租税の給付に於て光榮を認め(註二六)、之が立法に當りては正義の命する處に従ひ、階級打算を行ふべきものでないといふこと(註二七)を期しなくてはならぬ。

23) Hock, a. a. O. S. 37.

24) Hock, a. a. O. S. 37.

(註二四) シエフレールは、道義が凡べての人間の行爲不行爲を決すべく、隨ふて課税をも貫くこと、特に課税權者の方にも納税者の方にも雙方にて之を貫くことは當然である。此によれば道義は課税の特段なる原則として定めしめずといひ、フオッケも、道義は社會及國家の根源にして果實、前提にして効果である。隨ふて國家生活の凡べての方面にて最高位の原則であるといひ、アダムスも、公正に適應することは租税に特段なることではない。此がむしろ一般政治原則の租税上の適用である。政府が其處置の凡べてのものを公平及正義の精神より行はなくてはならぬといふこと同一の理由の爲めに、租税事項につき人民の間の公平を尊重しなくてはならぬといひ、ミルも、何故に平等が租税の事項につき規則たるべきや此が政治の凡べての事件に而かあるべきが故であるといふ。²⁶⁾

(註二五) ホフマンは、租税問題は分配問題であり、此の如きものとして社會倫理的の性質のものといひ、バステールも租税の分配は應當又は正當の觀念の入り來る凡べての問題と均しく倫理的のものであるといふ。²⁶⁾

(註二六) 前出註一参照

(註二七) 前出註二参照

(二) 各箇の立場より見て先づ

(A) 納税者の立場に於て——人々が租税納付を以て、一の高き義務とし、一の光榮とし名譽とするの觀念をもつことが望ましい(註二八)。いそして此が一般に行渡るならば、立法者としての優者も夫の階級打算的態度には出でないことになり得る。彼が租税納付を苦痛と思へばこそ夫の態度に出るので、之を光榮と思ふならば、敢て此態度に出づるには及ばぬ。又既に彼等が此態度に出です、公平なる態度に出づるならば、劣者階級の人々も亦た光榮觀を有つことにならう。故

25) Schäffle, a. a. O. S. 40. Vocke, a. a. O. S. 161-2. Adams, l. c. p. 294-5. Mill, l. c. Bk. V. Ch. II. § 2.

26) Hoffmann, Der Gerechtigkeitsgedanke in der Reichseinkommensteuer. (Zeitschrift. f. Sw. Neue Folge. XII Jg. 1 & 2 Hft. S. 1.) Bastable, l. c. p. 296.

に根本は優者階級が先づ此觀念を有つことを期することにあるが、(ろ)併し又其の如何を別として
も本來劣者階級に於て之を有つべきものである。人が租税納付を苦痛と思ふのも人情避くべから
ざることではあるが、併し又之を高き義務と爲し、光榮也とも考へ得る。之に依りて國家てふ文
化團體が維持せらるるといふに於て、多數民の福利が増進せしめらるるといふに於て、之を擔ふこと
は光榮と考へ得る。其負擔の割當が公平なることは望ましいが、假りに此が多少不公平で、自分
達の負擔が重過ぎるとしても、其が或特定の甲乙といふ如き箇人に取りられたのでなくて、國家全
體の爲めに多數の人々の爲めになつたといふに於いて、自己の負擔の輕過ぎたときよりも一層多
くの満足をも感じ得る。自己の一身に使つたよりも全體の爲めに一層有益に使はれたとして、其
に一層大な満足を感じ得る。其に對しそんなに不平不満をいだかざることが出来る(註二九)。少く
とも此光榮觀によりて、夫の自然に生ずべき苦痛を輕減することを得る(註三〇)。尤も此の如き光
榮觀を利己心の相當に強き普通人に望むことは六つかしい。特に税法が不公平であるときには一
層六つかしいから、先づ以て租税立法に勢力をもつべき優者階級よりして此觀念を養ひ、隨ふて
又公平税を立つることを望まなくてはならぬが、納税者には又彼の立場として假令多少不公平が
存して居ても、全體の爲めに貢獻することに光榮を感じ満足を懐くだけの覺悟を望まなくてはな
らぬ。尙ほ此に此道義的に考へたる租税光榮觀と似て非なるものを注意しなくてはならぬ。即ち

自己の單なる虛榮心、又は自己の社會的又は營業的信用を高めんとする利己心よりして逓稅を行はず又は進んで過大なる負擔にも任せんとするものである(註三一)。此は逓稅よりは、ましてはあらうが、併し其も穩當なことではなく、勸むべきことではない。

(註二八) 前出註一參照

(註二九) ケンセルは、純粹なる國民として并に文明人として自任する者は、利己心の抑制より出たる公共心を有たなくてはならぬ。——一般國民的利益は凡べての各箇的利益を超越すといふ實證を以て到る處に一貫すべきものであるといふ。スタンブが擧ぐる所に依れば、レオモネーなる者が、近頃の所得稅調査委員會(英國の)にて、彼の拂つた稅は彼の爲したる最良の支出で、彼は之が爲めに最多くの満足を得たといふたといふことである。²⁷⁾

(註三〇) スタンプは人の名譽心が租稅の苦痛に對する鎮痛劑たるを得といふて良からうといふて居る。²⁸⁾

(註三一) ミルは注意して居る。曰く、英國の社會的弊害の一は實際有つよりも一層大なる所得を有つことの外觀を維持し又は維持せんとする實行で、此が殆んど一の慣習となつたことである。²⁹⁾

(B) 立法者の立場に於て——人が租稅を正義又は公正の見地に立つて處理する態度を固守することが望ましい。租稅正義については或は此が可動のものともいひ(註三二)、或は此が不動のものともいふて(註三三)争はれて居るが、併し私の見所では租稅正義の内容は多少、時勢により變異するけれども(註三四)、租稅が兎も角、正義に依るべきことには異論はなく、如何なるときにも争なく、又其々の時代に於て何が正義かといふことも略ぼ定められ得る。其が多少精密を缺き、隨ふて實際には近接的公正に止まるの外なき嫌はある(註三五)が、兎も角、當時の一般の判斷により略ぼ

27) Quensel, Die Psychologie der Reichsfinanzreform. S. 3. 15. Stamp, The principles of taxation. p. 51.

28) Stamp, l. c. p. 10.

29) Mill, l. c. Bk. V. Ch. III. § 5.

定まり得る。(い)として租税が此正義によりて取られ更らに其収入が正義に従つて使用せらるるときに、特に此が行はれたりと一般に信せらるるときに(註三六)、經驗上一般社會に満足が行はれ(註三七)、其により秩序も保たれ(註三八)、産業も進み、文化も進み、税が軽く感ぜられて、之を出すことを光榮と感ずることとなつて(註三九)、逋税も少く(註四〇)、徵税上の面倒も少く(註四一)、收入も豊かなることが出来て、政治、財政、産業、文化上凡べて好結果を齎らす(註四二)。(ろ)政治上の優者階級たるものは正さに此の如き結果を齎らすが爲めに努力すべき義務がある。即ち元來政治上の支配を行ふといふことは、支配者自らの爲めにすべきものではなく、全く彼と他の者とを包括したる全體の爲めにすべきものである(註四三)。全體の爲めに好結果を生ずるが爲めには自己の利益を犠牲に供するとも、自己の利益の爲めに全體の利益を傷うてはならぬ。特に彼が政治上、他の者よりも優越の地位を占むる其事自身が既に彼に取りて有利であるのに、尙ほ其上にも租税などにつき一層有利なる地位に立たうといふのが然張り過ぎるといふものである。彼は本來いへば或は其の政治上優越なるだけ、むしろ租税を餘計に出しても良い位である。尤も租税を報償的のものとして解せざる以上、其は必要なきことであるが、兎も角、公正上彼の出すべきものだけは、彼に於て出すことを躊躇してはならぬ。公平の見地に於て彼の出すべきものは進んで出すべく、出すべきや出すべからざるや疑はしきものも、むしろ進んで出すのが穩當である。つまり他の劣者

階級をして不滿を懐かしめざるだけの負擔には任じなくてはならぬ。之より擧げられたる收入の使用に就ても、全體の爲めに有益正當なるだけに之を爲し、自階級の利益に向け過ぎたその感³⁰⁾を他階級に懐かしめざるだけの注意が肝要である。此の如きは實に正義の命する所であるのみならず、又正さに彼等階級の地位を永く維持するにも缺くべからざること、永遠に亘る彼等の階級利益からいふても有益である。或階級が永く其政治上の優越を維持し得るや否やは、彼が其目前の利益を顧みざるや否やに係る。彼等にして目前の私利を追はず、公平なる態度を持するならば、永く劣者階級の信頼を續くることを得るが、然らざれば間もなく破滅を招かなくてはならぬ。又恐らくは彼等が其初め優者となつたときは、むしろ白らの利己的の立場を持したのではなくて、私利を犠牲に供して一般の爲めに計つたのであらう。其の爲めに優者となりながら、一旦優者となるや、力を濫用し、其の爲めに其地位を維持し得ざるにも至る。愚や及ぶべからずである(註四四)。

(註三) ヲグナールは、公正なるもの並に凡べての道義的なるものは、絶對的のものでなくて、多少時間的(歴史的)及場處的に相對的のものである。國民の文明によりて條件されたものである。課税の正義にも特に此が當るさいひ、ヘツケルも、租税正義は唯だ相對的のものたるべく、歴史變遷の潮流に置かれたものであるさいひ、コーンも、公正に關する判斷の發達は進歩するものであるといふ³¹⁾

(註三三) パリューは、正義は時及處より絶對に獨立したる性質を有すを爲し、マイセルも、公正は永久にして、其要求につき時の事情による妥協に齎らざるゝを得ずといふ³²⁾

30) Wagner, Fw. 2 Auf. II. S. 379-380. Heckel, Lehrbuch. I. S. 179. Cohn, a. a. O. S. 242.
31) Parieu, Traité des impôts. 2 éd. I. p. 21. Meisel, a. a. O. (Z. f. g. Stw. 74 Jg. 4 Hft. S. 494.)

(註三四)前出註三二參照。尙ほ、シエフレーは、道義及隨つて正義理想の内容其ものは倫理史的發達の結果であつて、隨つて各の時及各の國民にさりて異なるといひ、ボルグトも、租税原則上の要求は凡べての時及國にて同一なる内容を有たぬといひへデマンも、理想が永久的の不動の大きでなくて、時代精神に係り、世界觀及欲望の變化にかゝるといふ。²²⁾

(註三五)ボルグトは、租税原則上の要求は絶對にして争なき方法にて完全に實現せらるゝを得ぬといひ、ヨツサも、正義原則の用心深き適用が常に多大の困難に遇ふが爲めに、人は實際には近接的正當にて満足しなくてはならぬといひ、ロツシアも租税公正は各の國家の努むべき一の理想で、併し最良の國民の最良の政府もが決して完全には達しなかつたものであるといふ。²³⁾

(註三六)バステューブルは、租税が實質的に公平なることでも不十分であつて、此が一般に公平と認められなくてはならぬといひ、カンナンも、公平は人民の塊によりて此の如きものと見做さるゝものでなくてはならぬといふ。²⁴⁾

(註三七)政治の要は一般の満足にある。此の如きものは實に公正によりて得らるゝ。フィスチンケは之につき、負擔者の範圍が愈々大で、負擔が方法及範圍に於て各人の能力に愈々多く相當するときは、負擔が愈々多く喜んで擔はるゝから、其分配が正當なる利己心の此要求に應ずるとき即ち租税負擔が一般且つ平等で釣合ある平等にて分配せらるゝときは、租税負擔は不滿なく擔はるゝであらう。——關與の範圍が愈々廣くなればなるほど、租税需要を其益々増進するときにても、格別感すべきほどの壓迫なくして齎すべき可能は愈々大い。——そして實際租税政策の重なる目的は常に現存制度に對する人民の大なる塊の満足でなくてはならぬといひ、パリュエも、正義原則に従ふ第二の利益は、其相互關係に於て公正に適ひたる各人の分配に利害をもつ所の義務者によりて感ぜらるゝといひ、マイセルも、國家と私經濟との間の平和は相互間の不信が消失するときのみ生じ得るといひ、ヘデマンは、政治生活に於ては正義の現象なしには現はれずといふことの信仰は、哲學的認識によるよりは經驗に依る。何となれば經驗は政治上の事物を辯護する爲めには、常に正義に依らるゝことを示すから。此故に人心には此かる辯護に依るといふ欲求が宿らなくてはならぬといふ。²⁵⁾

- 92) Schäffle, a. a. O. S. 40. Borght, Fw. S. 88. Hedemann, Gedanken über Gerechtigkeit. (Archiv f. Rechts- und Wirtschaftsphilosophie. X. Bd. 2 Hft. S. 164.)
- 93) Borght, a. a. O. S. 88. Cossa, Grundriss d. Fw. S. 58. Roscher, a. a. O. S. 239.
- 94) Bastable, l. c. p. 296-7. Jones, The nature and first principle of taxation. p. 162.

(註三八) グルンツェルは曰く、法律秩序の維持が最重要なる國家任務であるから、課税に於て公正及正當の觀念が特に好んで適用せらるる。³⁶⁾

(註三九) 前出註三七フイスタング參照。尙ほロツジアーも亦曰く、國家が愈々巧みに仕組まれるれば、同一租税負擔もが愈々容易に擔はるゝこととなり、國民が自由にして、教化が進めば進むほど彼等が之を愈々多く進んで擔ふこととなる。勿論文化進捗の此名譽は國民の感情に、公正にして緩なるものと見ゆる税のみに當る。³⁷⁾

(註四〇) ホックは、不人望ならず且つ尊敬されたる政府、公正且つ平等なる税に對しては、利己心の強き動機のみが箇人を租税支拂の忌避に動かし得るといふて居る。³⁸⁾

(註四一) パリユーは、正義原則に従ふ第一の利益は特に租税徵收に於ける凡べての困難及凡べての複雑の影響を直接に受くる所の政府によりて評價せらるゝといふ。³⁹⁾

(註四二) ムルハルトは曰く、其凡べての臣民への租税を最公平に分配する國家は常に最有力である。一層多數の者が租税を拂ふといふ事情が、此税を一層多收と爲すのみならず、常に租税義務者もが不平等の場合よりも不平等を許さざる政府に對して一層密接に固着することとなる。そして此の如き公正の行はるゝときはデモクラチーの眞の意味のものが行はるゝときで、之につきシェフレーは次の如くにいふて居る。曰く、力の重點が事實上、法律上、全體の國民に置かれ、所謂國民主權の存する處には、國民支配が存し、此國民支配が全體の利益の上に向けられ且つ定めらるゝときには、此が一の正當なる國家形式たり得る。正當なるデモクラチーは國民の全體の精神的道義的及物質的力、一般平等及自由の精神の發達、各人民の理解及心へ國家利益を置くことを大に實現し得る。此故に眞のデモクラチーは、與へられたる時に於て多様なる力の最大額を、特に豊かな租税力をも國家に持たしむることとなる。⁴⁰⁾

(註四三) ヨーンは曰く、何れの場合にも政治的支配は全體の爲めの支配で、支配といふことには、其自身の社會的利益を行ふことに反し、義務と制限とが課せらるべきものである。然らざれば各の支配階級が自ら租税負擔を免れ、隨つて階級時代の

35) Fuisting, a. a. O. S. 7. 26. Parieu, l. c. p. 21. Meisel, a. a. O. (Z. f. g. Stw. 75)g. 1 & 2 Hft. S. 95) Hedeman, a. a. O. S. 161
 36) Gruntzel, a. a. O. S. 30.
 37) Roscher, a. a. O. S. 263.
 38) Hock, a. a. O. S. 36.
 39) Parieu, l. c. p. 21.
 40) Murhard, a. a. O. S. 100. Schäffle, a. a. O. S. 103.

不公正を常に繰返すこととなる。⁴¹⁾

(註四四) グレンツェルは曰く、支配する所の人及階級は、彼等が其利己心を前に置くが爲めに先頭に來らなかつた。むしろ彼等が一般の利益を保護することを約し、及少くも當初は事實上にも之を保護したるが故に來つた。其後可能なる横奪は永くは維持し得ない。何となれば横奪する者が多數なれば革命となるべく、此が少數なるときは、租稅物件が消失するからと。⁴²⁾

結 論

要之、過去租稅史實として、政治上の優勢階級が自己の利益にまで租稅を利用するの傾がある。而して其結果としては社會に不滿が起り、租稅を厄介視せしめ、之が遁脱を進め、其弊堪ゆべからざることにもなる。其逋稅に至ては嚴重な罰則のみに依りては抑へ難く、課稅物件及標準の明確亦必ずしも期するを得ぬ。で夫の弊を除くには、根本的には租稅道義及正義心を高調するの外なく、立法者又は優勢階級には租稅正義に従ふことを勧め、之と相並んで及此よりも溯つては一般に納稅者として租稅光榮觀を養ふことを勧めなくてはならぬ。そして今日の資本家時代には資本家に向つて其勢力を餘りに自階級の爲めに濫用せざることを乞はなくてはならぬと同時に、來るべき、無産者時代にも無産者が其力を濫用せざるやう、今よりして豫め希望して置かなければならぬ。

41) Cohn, a. a. O. S. 256.

42) Gruntzel, a. a. O. S. 24.